

# 小田原市分別収集計画 (第9期)

令和元年5月

目 次

1. 計画策定の意義 .....	1
2. 基本的方向 .....	1
3. 計画期間 .....	1
4. 対象品目 .....	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号） .....	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する 事項（法第8条第2項第2号） .....	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号） .....	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号） .....	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法 .....	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号） .....	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号） .....	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 .....	8

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会の構築に向けて積極的な取組を進めていく必要がある。そのためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしていくことが重要である。

本市では、総合計画「おだわらTRYプラン」や小田原市環境基本計画に基づき、省資源・循環型社会を目指したまちづくりを目指し、種々の施策を推進しているところである。

しかし、本市の最終処分場の埋立残余容量は逼迫しており、平成6年度から県外で埋立処分を行っている厳しい状況である。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより各主体が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場の延命化に努め、循環型社会の構築を図ろうとするものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 市民、事業者、市がそれぞれの役割と責任を果たすことにより、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用による物質循環の健全化に努める。
- 廃棄物を適正に処理できる体制を整え、環境への負荷を軽減する循環型社会を構築する。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年目に改定する。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	11,774 t	11,593 t	11,414 t	11,267 t	11,059 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出量の抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施するに当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

### (1) 環境教育・啓発活動の充実

ア ごみの減量などに関する講座（「きらめき出前講座」）やごみ焼却場の施設見学会などの開催、自治会での説明会等により、ごみ処理の現状に関する情報提供や、ごみの減量、資源化などに関する意識啓発を図る。

イ 学校等で市のごみの現状について学習する機会を設け、循環型社会に対する高い意識を醸成する。

ウ 環境情報誌「ゴミダス」、「広報小田原」、自治会への回覧、市ホームページ、小田原ケーブルテレビ、環境メールニュースなどを効果的に活用し、ごみの減量、資源化などに関する意識啓発を図る。

### (2) 発生・排出抑制と資源化の実施

ア 自治会の住民組織及び環境美化推進員と連携を図りながら、ごみの分別状況調査に基づくごみ減量施策を実施し、ごみの減量・資源化を推進する。

イ 買い物の際のマイバッグの持参、使い捨てプラスチック製品の使用を抑える呼びかけを行うなど、環境に配慮した消費行動の促進を図る。

ウ 市民との連携を図りながら、生ごみの堆肥化、食品ロスの削減を啓発し、家庭ごみの発生抑制・減量化を推進する。

### (3) 事業者との連携


ア 商店街連合会などの事業者が行う自主的な活動をPRし、事業者が中心となった環境をキーワードとしたまちづくりの推進を支援する。

イ その他紙及び雑紙として回収している段ボール以外の紙製容器包装の分別を促進するため、市古紙リサイクル事業組合と連携し、市民への周知を行うとともに排出しやすい環境づくりに努める。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分場の埋立残余容量が逼迫していることや、不燃物処理施設での資源化等の状況を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度合い、市の施設、収集体制、収集器材等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん類
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>無色のガラス製容器</li> <li>茶色のガラス製容器</li> <li>その他の色のガラス製容器</li> </ul> </div>	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	トレイ類・  表示のあるもの

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	165t		157t		149t		141t		133t	
主としてアルミ製の容器	254t		252t		250t		248t		246t	
無色のガラス製容器	(合計) 329t		(合計) 320t		(合計) 311t		(合計) 303t		(合計) 286t	
	(引渡) 329t	(独自処理) 0t	(引渡) 320t	(独自処理) 0t	(引渡) 311t	(独自処理) 0t	(引渡) 303t	(独自処理) 0t	(引渡) 286t	(独自処理) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 261t		(合計) 252t		(合計) 243t		(合計) 229t		(合計) 220t	
	(引渡) 261t	(独自処理) 0t	(引渡) 252t	(独自処理) 0t	(引渡) 243t	(独自処理) 0t	(引渡) 229t	(独自処理) 0t	(引渡) 220t	(独自処理) 0t
その他の色のガラス製容器	(合計) 185t		(合計) 177t		(合計) 169t		(合計) 161t		(合計) 160t	
	(引渡) 185t	(独自処理) 0t	(引渡) 177t	(独自処理) 0t	(引渡) 169t	(独自処理) 0t	(引渡) 161t	(独自処理) 0t	(引渡) 160t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	69t		68t		68t		67t		67t	
主として段ボール製の容器	2,059t		2,023t		1,987t		1,944t		1,909t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 577t		(合計) 572t		(合計) 568t		(合計) 565t		(合計) 559t	
	(引渡) 577t	(独自処理) 0t	(引渡) 572t	(独自処理) 0t	(引渡) 568t	(独自処理) 0t	(引渡) 565t	(独自処理) 0t	(引渡) 559t	(独自処理) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,965t		(合計) 2,012t		(合計) 2,058t		(合計) 2,108t		(合計) 2,147t	
	(引渡) 1,965t	(独自処理) 0t	(引渡) 2,012t	(独自処理) 0t	(引渡) 2,058t	(独自処理) 0t	(引渡) 2,108t	(独自処理) 0t	(引渡) 2,147t	(独自処理) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

過去の分別基準適合物等の収集実績、将来の人口予測、総排出量に対する分別基準適合物等の構成割合及び資源化量を勘案し、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みを算定した。

将来の人口予測

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 口	188,059人	186,605人	185,151人	183,697人	182,243人

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制により行う。

分別収集の実施主体


容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別段階	保管段階	備考
缶	スチール	かん類	委託業者による指定日収集	委託業者 (市有施設を使用)	市	透明、半透明袋による収集
	アルミ					
びん	無色ガラス	びん類	委託業者による指定日収集	委託業者 (市有施設を使用)	市	透明、半透明袋による収集
	茶色ガラス					
	その他ガラス					
紙類	紙パック	紙パック	委託業者による指定日収集	市民	委託業者	紐で十文字に縛る
	段ボール	段ボール				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	市民	市 委託業者	透明、半透明袋による収集
	その他プラスチック	トレイ類・  表示のあるもの	市及び委託業者による指定日収集			

\* 包装紙や紙箱等は雑紙又はその他紙として分別収集を実施。



11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	かん類	透明又は 半透明袋	2 t 及び 4 t パッカー車	小田原市 リサイクルセンター (選別・圧縮施設)
アルミ				
無色ガラス	びん類	透明又は 半透明袋	2 t 及び 4 t パッカー車	
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	紙パック	紐で十文字 に縛る	平ボディ車	
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	透明又は 半透明袋	2 t 及び 4 t パッカー車	小田原市ペットボトル 減容施設
その他プラスチック	トレイ類・  表示 のあるもの			委託業者

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### (1) 将来的な施策展開

- ア 神奈川県都市清掃行政協議会等を通じ、他市町村との情報交換に努めるとともに、将来的な一般廃棄物の広域処理についての検討を進めていく。
- イ 燃せるごみの減量化を進めるとともに、資源ごみの分別排出を徹底するため、ごみの有料化などについての検討を進めていく。